

# 令和2年 クオリティライフ 3月号 いちかわ

今号で創刊  
100号となりました  
**記念プレゼントあります!**

市川市消費生活センター  
TEL:047-320-0668

今回は...

- ★ 消費者被害は誰にでも起こりえます
- ★ 若者をターゲットにした悪質な勧誘に注意しましょう
- ★ 通信販売にクーリング・オフはありません
- ★ 『出前消費者講座』のご案内

弁護士による無料の多重債務相談を行っています。(要予約)

☆ 消費生活センター  
問合せ 047(320)0666



消費者被害は誰にでも起こりえます

## 「自分だけは大丈夫」と思っていないですか？

悪質業者はだましのプロです。手を変え品を変え、老若男女、無差別に狙っています。

**油断大敵です!!**

## だまされないためには...

- 「絶対にだまされない」などと過信してはいけません!  
まずは「だまされているかもしれない」と日頃から警戒心を持ちましょう。消費者被害にあった消費者の多くは、「自分には関係ない。自分が被害にあうことはない。」とっていたようです。
- だまされないためには、まず自分の判断を注意深くうたがってみることが大切  
例えば、店員さんにほめられてもすぐにその気にならない、不安や夢見心地の中で急いで契約を迫られても正しい対処ができるように冷静さを取り戻す、また、怪しいメッセージに敏感になるなど日頃から練習しておくとうよいでしょう。

もしも消費者被害にあったら、消費生活センターや警察に相談しましょう。

(参考:くらしの豆知識2019)

## 「必ず儲かる」ことはありません！

友人や先輩、SNS で知り合った人から「楽しんで稼げる」「儲かっているよ」などと勧誘され、学生ローンなど消費者金融から借金をさせて、高額な商品やサービスに関する会員契約をさせる連鎖販売取引（「マルチ商法」）の消費者トラブルがあります。契約の際、「知人や友人を会員契約させればお金が入り、その人が知人を紹介すればさらにお金が入るので、すぐに高額な契約金が手に入る。」と勧誘されます。

高額な契約はしたものの、知人等を会員契約させることができず、高額な借金だけが残ります。自分が知人を勧誘したことで、今まで築いてきた人間関係が壊れる可能性もあります。



### トラブルに遭わないために、注意すべきポイント

#### ポイント1 友人や知人からの誘いでも、はっきり断ろう！

- 親しい人からの誘いだからとついていくと、見知らぬ事業者を紹介され、断るのが難しくなります。
- 話の内容を確認し、不用なときは、はっきりと断りましょう。

#### ポイント2 「必ず儲かる」「楽しんで稼げる」ことは絶対にない！

- 必ず儲かるような話を人に紹介することはありません。鵜呑みにしてはいけません。
- 断っているのに、執拗に勧誘することは法律で禁じられています。

#### ポイント3 「内緒」と「借金して契約」には要注意！

- 悪質業者は「親や周りには内緒に」と言って契約させようとします。家族や友人に相談するなどして冷静になりましょう。
- 「お金がない」と断っても、「儲けでお金は返せるからお金借りちゃえば大丈夫だよ」と言われ、目的や身分などを偽って消費者金融などでお金を借りるよう勧めてきます。ただちに断りましょう。

#### ポイント4 友人や知人を紹介すると人間関係が壊れる恐れが・・・

- 紹介料を得るために友人や知人を紹介すると、大切な人間関係が壊れる恐れがあります。また、新たな消費者被害が発生してしまいます。

#### ポイント5 断れず契約したら消費生活センターへご相談を

- マルチ商法は、契約後 20 日以内ならばクーリング・オフによる契約解除が可能です。クーリング・オフ期間が過ぎているようにみえても、契約を解除できる場合もあります。諦めずに消費生活センターにご相談ください。

(参考：消費者庁HP、くらしの豆知識2019)



# 通信販売にクーリング・オフはありません

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を考え直す時間を与え、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

しかし、インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売は、訪問販売のように不意打ちで行われるものではないため、クーリング・オフの制度はありません。

通信販売業者が返品の可否、条件等について独自のルール（返品特約）を定め、表示している場合には、消費者はその範囲で返品が可能です。

なお、返品の可否、条件等が表示されていない場合は、商品等を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができますが、返品送料は消費者負担となります。

## アドバイス

通信販売で商品を購入する際は、あらかじめ返品の可否や返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。また、返品可能な場合として返品特約に定められた条件に合っても、期限を過ぎたら返品できない場合があります。

トラブルにならないよう、商品が手元に届いたら、「注文した商品と違うものが届いていないか」「商品が壊れていないか」など、すぐに中身を確認することが大切です。

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

(参考：くらしの豆知識2019、国民生活センターHP)



## 「クオリティライフいちかわ」100号記念 プレゼント！！

消費生活センター発行のくらしの情報紙「クオリティライフいちかわ」は、平成元年6月に第1号を発行し、今号で創刊100号を迎えることができました。ささやかではありますが、抽選で下記市川市内施設の招待券をプレゼントいたしますのでハガキ等でご応募ください。ご意見・ご感想もお待ちしています。

- |                                 |
|---------------------------------|
| <b>A 市川市動植物園招待券 ペアチケット 10名様</b> |
| <b>B 市川市東山魁夷記念館招待券 2枚1組 5名様</b> |

- 応募資格 市内在住・在勤・在学の方
- 申込方法 郵便はがき又は封書にて、①ご希望の招待券(A、Bどちらかひとつ) ②住所 ③氏名 ④電話番号 ⑤ご意見・ご希望 を記載のうえお送りください。
- 応募締切 令和2年4月20日(月)(応募者多数の場合は抽選とさせていただきます。)
- 応募先 〒272-0032 市川市市川南1-1-1 ザタワーズイースト213号

市川市消費生活センター 宛

- ※ 当選発表は、招待券の発送をもって代えさせていただきます。
- ※ 招待券の発送は令和2年4月下旬を予定しております。
- ※ ご応募いただいた個人情報は、招待券の発送以外に使用いたしません。

# 『出前消費者講座』のご案内

悪質商法  
詐欺

架空請求  
通販トラブル

訪問販売  
契約トラブル

最近、インターネットを使った詐欺など、手口がますます巧妙化している他、高齢者を狙った悪質商法も増えています。



**被害に遭わないために『出前消費者講座』でその手口や対処法を学びましょう**

消費生活センターでは、振り込め詐欺や悪質商法などの被害の未然防止と消費生活に関する情報や知識を深めていただくため、出前消費者講座を実施しています。市内の高齢者クラブ・自治会・地域高齢者支援施設の集会、学校の授業、民生委員会議等に合わせてご利用ください。

講座テーマ (例)

- ・ 悪質商法・詐欺の手口、被害にあわないための心得
- ・ 高齢者が被害にあわないための見守り
- ・ 年齢階層(若者・高齢者)別の消費者被害防止について

問い合わせ・申込み 市川市消費生活センター ☎047-320-0668

- \* 開催予定日の約1か月位前までにお申し込みください。
- \* 開催日時は、平日(祝日除く)午前10時～午後4時
- \* 時間は1時間程度で、ご要望に合わせたメニューをご用意します。(DVD上映も可能です。)
- \* 10名程度から、ご希望の会場に伺います。
- \* 講師への謝礼・教材費等はすべて無料です。
- \* お申し込みの際は右記事項をお知らせください。

- ・ 申込団体名・担当者名・連絡先
- ・ 希望日時
- ・ 開催場所
- ・ 希望する講座のテーマ及び内容
- ・ 受講者の人数・年齢層

## 消費生活相談窓口

◇ 市川市消費生活センター

市川市市川南1-1-1 サザンコート 213号

相談日時 月曜日～金曜日(窓口及び電話相談)

※第2・第4土曜日(祝日除く)は電話相談のみ受付

午前10時～午後4時

相談電話 **047-320-0666**

※ 消費生活センターの休所日

土曜日(第2・第4土曜日を除く)

日曜日・祝日・年末年始

◇ 上記相談日時以外の相談(年末年始を除く)

消費者ホットライン 電話:188(局番なし)をご利用ください。

相談時間 午前10時～午後4時

◇ 行徳支所 市民相談室 消費生活相談

市川市末広1-1-31 行徳支所 2階

相談日時 第2・第4火曜日(窓口及び電話相談)

午前10時～正午

午後1時～午後4時

相談電話 **047-359-1121**

※ 第2・第4火曜日以外は

消費生活センターへご相談ください